



自転車保険への加入についてのお願い

新しい年度を迎えました。保護者の皆様には平素より学校教育にご支援をいただいておりますこと心より感謝申し上げます。

さて、近年自転車の事故でも重大な結果に結びついたり、自転車運転者が加害者となり、莫大な損害賠償費用を請求されたりするなど、自転車事故の危険性が知られるようになってきました。岐阜県の自家用車保有率が高いうえに、羽島郡にあっては、人口密度が高く、朝夕の登下校時間と通勤・退勤時間が重なる時間帯には、狭い町内を多くの車が通行します。平成29年度においては、どの事故も幸いにも軽傷でしたが、学校に報告された自転車事故が41件もありました。自治体によっては、自転車保険加入を義務付け、あるいは努力義務としているところもあります。近隣では滋賀県、名古屋市が既に義務化し、京都市や金沢市も義務化に向けての準備が進められています。

羽島郡においても、平成30年度から、中学生の自転車通学者には自転車保険加入を許可条件とし、ご家庭で、塾や買い物等で利用する場合は小中学生を問わず保険加入をお願いすることに致しました。

以下の案内を参考にいただき、子どもが事故にあうことや、加害者になることも想定し、子どもや家族を守るためにも保険加入をお願いいたします。

記

1 自転車通学等の許可について（部活動で使用する場合も含まれます。）

（1）許可条件（以下の①②のいずれにも対応できる保険の加入）

- ① 自分のけがや死亡に備える保険
- ② 他人のけがや死亡、ものを破損した場合に備える保険



2 保険の種類について

（1）自転車保険

自転車に乗っていて自分が死傷したり、他人を死傷させたり、他人の財産に損害を与えたりしたときの損害を補う保険です。中には②が付いていない場合もあり、保険内容の確認が必要です。

（2）個人賠償責任保険

自転車に乗っていて加害者になってしまった時ばかりでなく、散歩中に犬が他人をかんでけがをさせた時の損害も補償されます。

（3）特約として付ける自転車損害賠償保険

自動車保険、火災保険等の特約としてつけることができます。自動車保険に付帯して特約する場合、通常は一人月単位で300円から400円ほどで加入できるということです。

〔注意〕 保険に加入していただく場合、現在加入している保険の特約にしていないか、自転車を購入されたときに加入されていないか等のご確認をしてから加入して下さい。

3 自転車事故について

自動車やバイクと違って、購入したときの強制加入の保険は制度はありません。そのため、自転車で交通事故を起したときに、多額の損害賠償を求められて深刻な事態になった例もあります。損害賠償が生じたときは、すべて自己負担になるからです。

自転車は道路交通法上は軽車両にあたり、他の車両と同様に道路標識・標示に従うことが必要です。違反したときの罰則や事故を起すと、年齢に関わらず損害賠償を負う可能性があります。

4 報道された最近の自転車事故

- ・自転車同士が接触し、車道に転倒して走ってきたバイクにも接触した。被害者は、52歳の女性で脳外傷による後遺障害3級になる。
- ・被害者が自転車で交差点を通過したところで、道路を横断しようとした高校生の自転車と衝突する。被害者は24歳の男性で後遺症1級になる。
- ・11歳の少年がマウンテンバイクで坂を下っていた際に、散歩していた女性に気がつかず正面衝突する。被害者は62歳の女性で寝たきりとなる。
- ・歩行中の女性に後方から衝突する。脳挫傷で要介護状態となる。



5 自転車運転中の携帯電話装置等の使用禁止に関する法令

道路交通法第71条第6号、岐阜県道路交通法施行規則第12条2号

～自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話し、若しくは操作し、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

6 主な自転車事故に備えた保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共済		全労済、県民共済など
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
TSマーク付帯保険		自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

自転車運転のルールを守りましょう

自転車は道路交通法上は軽車両となっていて車の仲間です。違反すると罰則が科せられる場合があります。また、自転車が加害者になる事故も発生しており、刑罰だけでなく多額の賠償金を請求される事案も起きています。これからは交通量が多く、薄暮の一番事故が起こりやすい時刻に下校します。交通ルールを守って安全運転に心がけて下さい。警察には皆さんの運転に不安を訴える人がいるそうです。今一度自分の運転を見直して下さい。



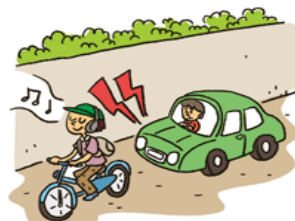
皆さんに守って欲しいこと

- 1 自転車は軽車両です。他の車と同様に道路標識や標示に従う義務があります。
- 2 自転車は歩道がある道路では車道を通ります。「自転車通行可」の道路標識がある歩道のみ通行できます。ただし、運転者が13歳未満の場合と、交通量が多かったり、路上駐車の手が多かったりして安全を確保するためには歩道を通らなければならないと判断されるときには歩道を通行できます。
- 3 歩道は歩行者のための道路です。歩道を通るときは車道よりを通行し、二列通行など、歩行者の通行を妨げてはいけません。歩道は歩行者優先です。特に、歩行者の後ろから近づく場合は、「すみません。」とか、「お願いします。」など声をかけて、歩行者に通行を知らせてからスピードを落として通ります。歩いている人はお年寄りが多く、自転車に接触したらどうしようと不安に思う人もいます。
- 4 「大丈夫だろう」、「止まってくれるだろう」という意識でなく、「来るかも知れない」、「止まらないかも知れない」などと「かも知れない運転」に心がけます。本年度も交差点の事故が大変多く、骨折事故も起きています。
- 5 整備をきちんとした自転車にヘルメットを着用して乗ります。ライトがつく、反射鏡がついているかも確認しましょう。車の運転手も相手を確認しにくい時間帯です。早めにライトをつけて、相手に通行していることを知らせましょう。
- 6 下校時や部活の対外試合などは集団で通行します。歩道を二列で通行する姿を見かけます。歩いている人を見かけたら一列になって通行しましょう。
- 7 二人乗りは特別な場合を除いて禁止されています。

ここが危ない！自転車の事故



自転車事故の大半は交差点での一旦停止違反の事故です。



イヤホンやヘッドホンで音楽を聴きながらの運転は止めましょう。後ろから近づく車の音などは聞こえません。



自転車運転中に死傷した人のうち、ルール違反があった場合は65%、死亡事故では、72%とさらに増えています。信号を守る、一旦停止をするなど交通ルールは、通行する人すべての命を守るためのものです。

自転車が、「加害者」になるケースが増えている。



雨の日の傘さし運転は視界が狭く、バランスも悪くなり、危険です。